

### (3)事業実施区域の流域区分

事業実施区域は、国道390号を分水嶺として、国道390号から南西側の轟川の流域と、北東側の流域に分かれている。

事業実施区域内の雨水排水処理は、工事中及び供用時において現況の流出の形態を考慮して行う計画である。

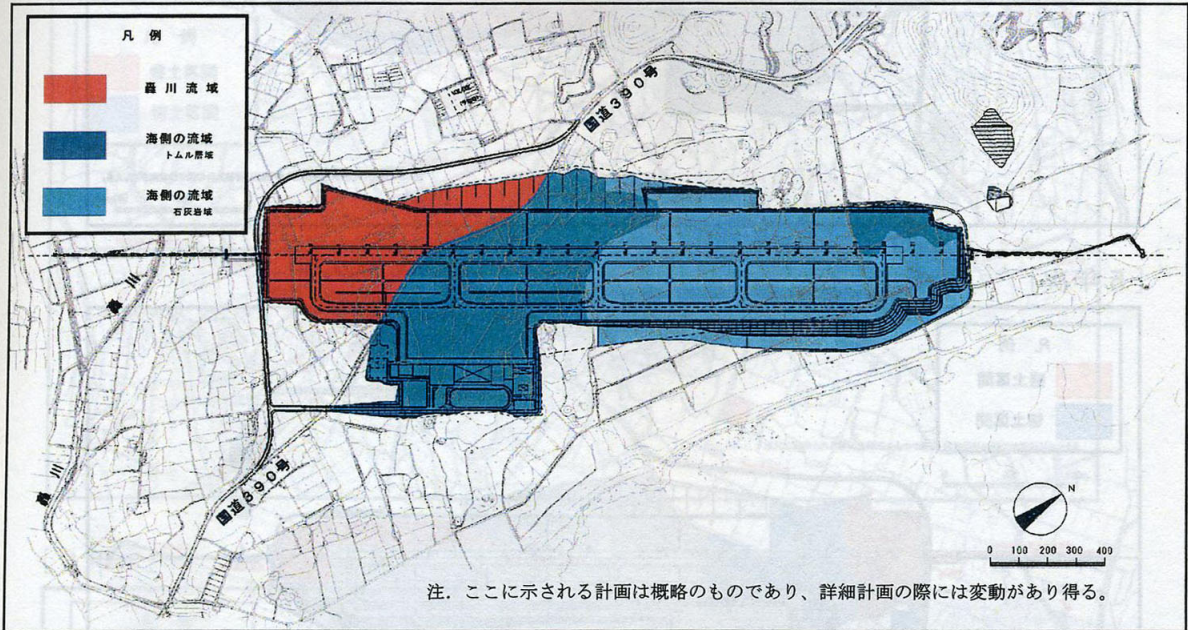


図-6.1.1(6) 事業実施区域の流域区分

### (4)工事中の赤土等流出防止対策

工事中の赤土等流出防止対策は、「赤土等流出防止対策技術指針（案）」平成7年、沖縄県土木建築部）に基づき、赤土等の流出を防止することを基本として、各種の現場状況に応じ適切な発生源対策を講ずることとする。

地下浸透方式の濁水処理対策を実施する区域については、事前に工事区域内にろ過沈殿処理施設を設けて、濁水濃度の低減を図り、浸透処理する計画である。また、難透水性の区域については、機械処理方式の濁水処理対策を実施する。

#### ①発生源対策（表土保護工）

表土保護工は、濁水の発生を抑制するために実施するものであり、表土が直接雨滴の落下を受けないように裸地面を覆い、あるいは土の安定度の増加や地下浸透の促進によって赤土等の流出を直接くい止める工法であり、表-6.1.1(4)に示す工法を計画する。